

四半期開示の見直しに関する実務検討会（第3回） 議事録

日 時： 2023年10月27日（金）18時00分～20時00分

場 所： 東京証券取引所 15階特別会議室

出席者： メンバーリスト参照

【神作座長】

それでは、予定の時刻となりましたので、ただ今から第3回「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を開催させていただきます。

皆様方にはお忙しいところ、前回に引き続き、検討会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日のご出席状況でございますが、三瓶様がオンラインでご参加してくださっております。その他のメンバーの方は全員、会場にてご参加いただいております。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に入らせていただきます。本日は、事務局から資料のご説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと存じます。

それでは、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

【内藤課長】

それでは、本日の資料について、上場部内藤より、ご説明申し上げます。資料は2つございまして、資料2は第2回検討会で頂戴したご意見とそれに対する考え方を示しております。資料3につきましては、取りまとめを想定した「実務の方針」の案でございまして、本日はこちらについてご意見を頂戴したく考えてございます。

それでは資料2の事務局説明資料からご説明いたします。まず4ページをお願いいたします。4ページでは、開示内容に関するご意見をまとめております。積極的な開示を要請する事項について、義務であると捉えられないようにすべきとのご意見や、例示している事項について事業内容などによって重要性が変わるといったご意見がございました。これらを踏まえ、「投資判断に有用と考えられる情報」については、業種や事業内容等によって投資者ニーズは異なることを踏まえ、例示である旨を強調しております。

また、サマリー情報におけるレビューの有無については、レビューの対象を明確にすべきとのご意見があり、サマリー情報の様式例の表現を変更しております。

続いて、5ページは開示タイミングでございます。レビューを義務で行う場合には、原則としてレビュー完了後に短信を開示すべきとの意見が多かったと認識しており、そのような方針としております。

一方で、レビューを任意で行う場合については、二段階開示は利用者を混乱させるおそれがある、また、短信に一本化されることを踏まえ二段階開示の推奨については見直すべきとの意見がございました。これらのご意見を踏まえ、第2回でお示しした二段階開示を推奨するスタンスは示さないこととしています。

なお、海外における二段階開示の実務についてもご意見があり、ドイツの状況を集計しております。約三分の一の会社が、決算情報等の一部を先行して開示している状

況でございました。

続いて、6ページは、レビューとエンフォースメントなどの論点でございます。レビューにつきましては前回のご議論を踏まえ、一部表現を変更しているほか、レビューを実施する場合の結論でございますが、企業会計審議会監査部会での議論などを踏まえ、準拠性に関するレビューということの基本としつつ、仮に、新制度における半期報告書に適用される財務諸表等規則に準拠し、開示を省略しない場合には、適正表示に関するレビューを行うことも考えられる旨を追記しております。この点、資料3の該当箇所において改めてご説明いたします。

また、エンフォースメントについては、法定開示における訂正開示のような規定の要否について検討が必要との意見がございました。この点は、次のスライドでご説明しますので、いったん割愛いたします。

2Q（第2四半期）/通期決算短信の取扱いについては、特段ご異論はなかったものと理解しております。

また、データ配信形式については、全上場会社がHTML提出に対応できるのか疑問とのご意見がございましたが、内国全上場会社が財務諸表の作成にあたり印刷会社のツールを利用している状況を確認しており、新制度開始までのところでご対応いただくことは可能ではないかと考えております。

7ページでは、訂正命令の要否についてのスライドとなります。スライド上部では、金商法と取引所規則における訂正に至るまでのプロセスを整理しております。金商法では、有報等に虚偽の記載があった場合には、その虚偽の内容を特定したうえで訂正を命じることができるとされております。一方、取引所では、不正の疑義等が生じた場合には照会をかけ、その結果、訂正すべき事情があれば、訂正の開示を義務付けております。そのため、取引所としては訂正命令のような規定はないわけですが、その前提として、取引所は強制調査権を有しておらず、不正発見機能が限定的という差異があると考えております。

こうした前提を踏まえ、スライド中段に方針案を記載しております。1Q/3Q（第一四半期・第三四半期）短信のレビューが原則任意となることも踏まえますと、現行規程に基づく照会に対して正確な報告が得られない可能性がございます。そのため、不正の疑義が生じた場合等、取引所が必要と認める場合には、正確な報告に向けた調査及びその報告を求められるよう規則に明示する方針でございます。

続いて、8ページでは情報開示の充実について整理しております。サプライチェーンが長大な場合にはプラスとマイナスの要素が絡み合い、精査前の開示はかえってミスリードにつながる可能性があるとのことのご意見や、開示のポイントについて、投資者が求める理由・考え方を補足したほうがよいとのことのご意見がございました。

これらのご意見を踏まえ、開示のポイントについて、投資者がそれらの情報を求める理由を追記するなどの変更をしております。

続いて、10ページでは、ご議論いただきたい事項を示しておりますが、この後ご説明する資料3についてのご意見をいただければと考えてございます。

続いて資料3のご説明にまいります。資料3は取りまとめの資料として作成したものでございます。

4 ページをお願いします。こちらでは、検討経緯や今後の進め方について記載しております。検討経緯は、本検討会の設置要綱等でもお示ししている内容となりますが、2 ポツ目の最後 2 行で、取りまとめの考え方を記載しております。本検討会では DWG 報告の内容に従い事務局が各方針案を作成し、それに対してご意見を頂戴する形で進めてきたこともございますので、本実務の方針については、東証として取りまとめるとしてあります。

今後について、この実務の方針に沿って規則改正等の手続きを進める想定でございます。なお、実務の方針を公表する時点において、金融庁や企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）などの関係者において必要な検討が進められている状況も想定されますので、これらの動向に応じて、実務の方針の一部を変更して規則改正等を進めることも想定しております。また、必要に応じて実務検討会を追加で開催することがあり得る旨、記載しております。

5 ページから 8 ページにかけては、メンバーリストや DWG 報告の概要等を示しております。

10 ページからは、各論点の方針を記載しております。主に第 2 回からの変更点を中心にご説明いたします。財務報告の枠組みの記載については、別のスライドを用意した関係で一部記載を整理しております。また、1 Q / 3 Q 決算短信の開示内容については、表の財務諸表の括弧書きについて、キャッシュ・フロー計算書の取扱いを「積極的な開示を要請」から、「投資者ニーズに応じた開示を要請」と表現を変更しております。

11 ページについては、投資者ニーズのある事項については積極的な開示が重要との基本スタンスは維持しつつ、業種や事業内容などによって重要性は異なるため、開示する情報は投資者ニーズに応じて各社判断としております。また、例示の内容については、第 2 回で掲げた事項のほか、重要な後発事象の注記を追加しております。

12 ページをお願いします。開示タイミングについて、基本的な方針は変更しておりませんが、レビューを受ける場合の取扱いについて、第 2 回のご議論を踏まえて変更しております。

義務でレビューを受ける場合には、信頼性の観点からレビューを義務付けている趣旨に鑑み、原則としてレビュー完了後に開示としております。

任意でレビューを受ける場合については、第 2 回でお示しした二段階開示が望ましいとのスタンスを落としております。

13 ページでは、財務報告の枠組みのイメージを示しております。1 Q / 3 Q の財務諸表と注記については、新制度の半期報告書に適用される財規に準拠しつつ、用語の読替えや開示の省略等の手当を上場規則で行う想定であります。具体的には、認識や測定については、財規を介して、各会計基準に準拠しつつ用語の読替等を行うこととし、1 Q / 3 Q については現行の四半期報告書作成の実務を踏襲するよう手当てを行うことを想定しております。また、開示については、取引所が義務付ける事項以外の省略を認める想定です。

また、ASBJ では半期報告書に向けた 6 か月を会計期間とする会計基準を開発す

の方針と伺っております。6か月とすることで、既存の四半期会計基準の取扱いとの関係を整理する必要がある論点については、A S B Jにおいて検討される予定であり、その旨を注1に記載しております。

14ページはサマリー情報の変更イメージでございます。レビューの有無について、「四半期連結財務諸表に対するレビュー」とレビューの対象を明確にしたほか、その選択肢について、「有（規則）」を「有（義務）」に変更しております。

16ページからは、レビューの一部義務付けとエンフォースメントでございます。レビューの一部義務付けについては、前回の議論を踏まえ、基本的な考え方の冒頭で、レビューは「原則任意とする」と表現を変更しております。

加えて、下から2つ目ですが、レビューを実施する場合の結論でございますが、開示の省略を行う場合には、準拠性に関するレビューになることが考えられるというこれまでの内容に変更はございませんが、企業会計審議会監査部会での議論や、関係者への確認、事前のご説明でいただいたご意見などを踏まえ、仮に、新制度における半期報告書に適用される財務諸表等規則に準拠し、開示を省略しない場合、言い換えますと、新制度における半期報告書と同水準の開示を行う場合には、適正表示に関するレビューとすることができると考えられる、としています。そうした選択肢を否定しないということでございます。

また、レビューの基準については、企業会計審議会監査部会において四半期決算短信を含めた期中のレビュー基準の議論がされている旨も追加しております。

17ページにおいても、見直し後の四半期決算短信について、新制度における半期報告書に適用される財務諸表等規則に準拠し、開示を省略しない場合には、適正表示の枠組みとなり得る旨、追記しております。

18ページは、第2回に藤本メンバーよりプレゼンいただいた財務報告の枠組みの相違とレビュープロセスや結論の内容に関するスライドでございます。

19ページのエンフォースメントでは、資料2でご説明したとおり、調査及び調査結果の報告を求められるようにする旨を、具体的な方針の①に追加しております。そのほか、③について、守秘義務解除の正当な理由として「取引所の求めに対する報告」を含めるとしておりましたが、②の施策を前提としたものであることから、「取引所からの情報連携の要請」と表現を変更しております。

20ページですが、冒頭に、金融庁と東証はそれぞれの規則・法令の実効性確保のためにエンフォースメントを実施している旨を追記しております。

続いて、22ページは、見直し後の2Q/通期短信の取扱いでございます。第2回で示した内容から、2Q短信の資料名については、「第2四半期（中間期）決算短信」に変更しております。

24ページのデータ配信形式については、第2回でお示ししたのから変更ございません。

26ページ以降は情報開示の充実でございます。26ページの方針は第2回資料から変更ございません。

27ページでは、「事業環境の変化に関する開示のポイント」について、その見せ方を第2回資料から変更しておりますが、内容としては、表の下段に投資者として期待

する事項として、当該情報を求める事項・考え方を追記しております。そのほか、表の下※で、投資者の関心が強い場合には影響が軽微な場合でも、その旨を開示することが考えられる、と追記しております。

28ページでは、バスケット条項の補足的説明の見直しに関するイメージを掲げております。適時開示ガイドブックのバスケット条項のページを貼り付けておりますが、①で囲っている開示目安については、現状、軽微基準と同じように表示しておりますが、投資者の投資判断に及ぼす影響の程度を軸とした実質的な判断が求められる趣旨が適切に理解されるよう、この開示目安は後段に移動させる方針です。

また、②では原則的な判断の考え方を説明しておりますが、その説明において、将来キャッシュ・フローなどの企業価値に与える影響を勘案することが重要である旨を追記する方針でございます。

本日は、こちらの資料3の「実務の方針」案について、ご意見を頂戴できればと思っております。資料の説明としては、以上となります。

【神作座長】

ご説明どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移らせていただきます。

ご発言の際には挙手いただきましたら、私からご指名をさせていただきます。また、オンラインでのご参加の方は、初めにお名前をおっしゃっていただいた上でご発言いただければと存じます。

なお、ご発言の際は、お手元のマイクの右下のボタンを押していただきまして、ボタン上のトークのラインが緑色に点灯しましたら、ご発言ください。また、オンラインでご参加の方はチャットにて発言希望の旨をお入れいただきましたら、順次ご指名をさせていただきますので、カメラをオンして、ミュートを解除していただいた上でご発言いただければと存じます。

それでは、どなたからでも結構でございますので、ご発言を頂戴できればと存じます。

それでは、藤本メンバーからご発言ください。

【藤本メンバー】

ご説明いただきまして、ありがとうございます。また、第2回のご議論を踏まえてご提案いただきまして、ありがとうございます。私からいくつかコメントさせていただきたいと思っております。

まず、全般的な内容の話の前に、一般目的の財務報告を前提としているということから、この場で検討されている内容について、東証からパブリックコメントという形で公開に付すと考えております。

東証の場合は、規則そのものを改正案として公表するのではなく、要綱案という形でご提案されると認識してございますので、特に適正性、準拠性の観点から、それらの財務報告の枠組みを、要綱案の中でも明確に示していただきたいと思っております。こちらは改正案を公表する段階にあたっての対応ということで、ご検討いただきたい

と思っております。

それから、内容についていくつかコメントさせていただきます。

まず、1Q/3Q決算短信の開示内容でございますが、後発事象の注記について、現在必ず開示をしなければならないという項目ではなく、開示を推奨する項目となっております。

決算短信が広範囲の利用者に使用されるということを想定しますと、この財務報告の枠組みとして、後発事象の注記が推奨でよいのかどうか。この点については、共通の認識を持っておく必要があるだろうと考えております。特に、企業会計原則の一般原則に含まれる点について整理をしておく必要があると考えております。

また、後発事象の注記がない準拠性の枠組みになった場合に、形式的には注記がなくても準拠性の結論は表明できると考えておりますが、四半期決算日後に、例えば継続企業の前提に疑義が生じるような、非常にまれなケースにおいて、会社に注記をしていただかなければ、結論が不表明になるような状況が起こり得ないとも言えないと考えております。

これは、監査基準において、準拠性の場合であっても、そのようなまれな状況があるということが想定されており、これに対応する形で、協会で検討する四半期の実務指針の中でもその内容について取り込む可能性がございますので、その点についてはご留意いただきたいと考えております。

それから、開示内容についてです。注記を一部省略することができるとなっておりますが、その時々で注記がされたり、されなかったりということがないように、継続性をどのように担保するのかについて、状況によっては、規則の中で織り込むことをご検討いただきたいと思っております。

それから、決算短信の開示のタイミングについてです。こちらは確認事項ですが、今回二段階で開示をするケースも依然として残っております。その場合に、決算の内容が定まった時点というのは、いつと考えればよいのか、すなわち、会社が一定のプロセスを経て、決算内容が定まったため短信をまず開示して、そのあとに監査人からレビューを受けて、レビュー報告書が付いた決算短信をもう一度出すということだとすると、最初のタイミングが、決算が定まった時点と考えればよいのか。その辺りがご提案いただいた資料の中で十分に読み取れなかったため、明確にさせていただきたいと考えております。

それから、最後に、財務報告の枠組みのイメージについてです。準拠性の枠組み以外にも、適正表示の枠組みを検討してはどうかというご提案いただいております。この点については、もともと四半期決算短信が速報性を重視しており、注記の内容等は簡素化したものが想定されています。すなわち、準拠性の枠組みであるだろうと理解しておりますが、先日の企業会計審議会の監査部会でのご意見の中に、適正表示の枠組みというのがあるのもいいのではないかとのご意見もあったと認識しております。それ自体を残すことに関しては特段、異論ございませんし、そうであれば、適正性の結論になるのではないかと思います。

ただ、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みを明確に区分して規定させていただきたいと考えております。準拠性の枠組みは注記が最も簡素化された状態、適正表示の枠組

みは基本的には今度新しくできる財務諸表規則に則った開示事項がフルで開示された状態が、適正性の表示になるだろうと思いますが、その間はどうなるのかという議論もあるかと思えます。そういう意味でも、フル開示が適正表示の枠組みであり、開示が省略された場合には準拠性の枠組みであると、規則の中で枠組みを明確にしていたいただきたいと考えております。

私からのコメントは以上となります。

【神作座長】

どうもありがとうございました。

プロセスについてのご意見と、内容について何点かご指摘をいただいたと思えますが、事務局から、特にプロセスについてお答えいただくことはございますでしょうか。

【内藤課長】

藤本メンバーからコメントいただきましたように、通常、規則改正のプロセスでは、取引所では制度要綱をお示しして、パブリックコメントを行うということでございます。今回は、やはり円滑な実務の実現という観点や、ほかの関係者の検討準備の観点から、何らか作成基準といったものをパブリックコメントの際にお示しできればとは考えてございますが、どのような形でお示しするのかというのは、内部でも検討させていただければと思っております。

【神作座長】

よろしいでしょうか。それでは、松本メンバー、発言ください。

【松本メンバー】

ご説明ありがとうございました。

まず、2-1の1Q/3Qの決算短信の開示内容・開示タイミングですが、短信開示に係る全般的な話として、短信のサマリーの中ではレビューは任意と明記をいただきましたが、その他のガイダンス資料等についても、レビューは任意が原則の旨について、財務諸表利用者の誤解を受けないような記載にさせていただくよう、改めてお願い申し上げます。また、任意レビューの問題に限らず、今回の見直しにより改定内容が多岐にわたるということが想定されます。決算短信の作成要領を含む適時開示ガイドブック等の具体的な規定内容については、企業側に誤解が生じないよう、事業会社側にも確認をしながら慎重に進めていただければと考えております。

具体的な内容になりますが、10ページの1Q/3Qの開示内容について申し上げます。前回、経営成績の概況の開示の義務付けについては、DWGにおいても反対意見もあったということで、任意開示によって説明するケースも多いということも含めて、任意開示でよいのではないかと申し上げます。仮に、任意開示とはせず参照方式を認めて開示を義務付ける場合、参照先の資料についてT D n e tへの登録を必須としまうと、会社によっては作業負担が大きいケースも想定されます。そのため、義務付ける場合は、参照資料の登録は任意と明記いただきたく思います。

11ページの四半期決算短信の内容の積極的な開示を要請する事項について、「投資判断に有用と考えられる情報の具体例」において、「投資者ニーズに応じて各社が判断」と記載いただいたことによって、強い推奨ではなく各社の判断事項であるということが明確になったと理解しております。この点、念のため認識齟齬がないかどうか、確認させていただきたいと思っております。

12ページの四半期決算短信の開示タイミングですが、任意でレビューを受ける際に二段階開示を奨励しないということについては、同意いたします。また、任意で二段階表示することも妨げないことについても特段、問題ないと考えております。

13ページの財務報告の枠組みですが、こちらはDWG報告も踏まえると、半期報告書の記載内容は現行の四半期報告書と同水準になると認識しています。これを前提にすると、会計基準も当然に、開示同様に現行の四半期の会計処理と同レベルになり、現行の四半期会計基準で認められている簡便法がそのまま利用できるかと理解しております。この場で申し上げることではないかもしれませんが、ASBJにおかれましても、6カ月間を対象とした新会計基準において1Q/3Qの簡便法が実質的に廃止されるようなことのないよう、留意いただければと思っております。

それから、2-2のレビュー・エンフォースメントについてですが、16ページのレビューの一部義務付けの参考資料の17ページに記載の準拠性レビューと適正表示に対するレビューの違いが、非常に分かりにくいと思っております。一方で、18ページでは、準拠性レビューと適正表示レビューについて、保証水準が変わらずレビュー手続も同じと記載いただいています。おそらく例外的にレビュー手続が一部違うことはあり得るかもしれませんが、基本的に同じということであれば、レビューの違いを殊更に強調するのではなく、実際にレビューが準拠性レビューか適正表示レビューかということの違いが生じるものではないという説明から入っていただいたほうがよいのではないかと感じております。

次に、19ページのエンフォースメントのところですが、これは理解のために確認をさせていただきたいのですが、東証が上場会社に対して、監査法人の守秘義務解除を行う場合は、該当上場会社にも事前に確認してほしいということを前回申し上げたわけですが、こちらについては、参考として記載いただいた有価証券上場規程第604条第1項で担保されるという認識でよいのか、確認させていただければと思います。

見直し後の2Q・通期決算短信の取扱いについては、特段意見はございません。

決算短信のデータ配信形式についてですが、前回のご説明で、全ての上場会社がプロネクサスと宝印刷の決算短信等の作成ツールを利用しており、HTML化の作業も手間を要するものではないと伺いました。ただ、一部の企業から疑念の声が上がっているということも耳にしておりますので、HTMLの提出を義務化するというのであれば、東証におかれましても十分な検証を行っていただく必要があると考えております。少なくとも、企業側に明らかな追加負担が生じないような形となるよう、お願いいたします。

長くなり恐縮ですが、2-5の情報開示の充実の27ページの事業環境の変化に関する開示のポイントにおいて、冒頭に「事業環境が変化した場合の影響の情報については、影響の精査に時間がかかることも想定される」という記載をいただいたことは、

喜ばしく思っております。一方で、投資判断の前提になる客観的事実についても、影響が見込まれる領域であるか否かについては、やはり精査に時間がかかるケースがあると思っております。前回も申し上げましたけれども、シンプルな事業運営体制であれば、もちろん時間を要さず開示するという事も十分可能だと思いますが、やはりサプライチェーンが長く、マクロ経済の影響を幅広く受けるような企業においては、プラス要素とマイナス要素が絡み合います。影響を与える領域が不明瞭なまま、事象の一部分だけ開示してしまうようなケースでは、利用者である投資家をミスリードすることになりかねないと考えております。この点、投資判断の前提となる客観的な事実についても、精査に時間がかかる場合があることが想定されるということに触れていただくよう、お願いする次第です。

また、注釈で、「投資家の関心が強い場合には、事業環境の変化による影響が軽微と見込まれる場合においても、影響が軽微である旨を開示することが考えられる」と記載いただいておりますが、投資家ごとに企業への理解度も含めて、関心度も異なるということが想定されます。また、こういった事は、本来的には投資家と企業の間でのコミュニケーションで担保すべきものと考えております。従って、これは若干過剰な記載ではないかと考えておりました、削除の方向でお願い出来ればと思います。

最後に、適時開示全般について申し上げます。このタイミングで申し上げるようなことではないかもしれませんが、今回の改定で、実質的な観点から適時開示の充実を図ろうという意図でやられていることは理解する一方、現行の規定において、形式的に過ぎると思われるものもいくつかございます。実質開示が求められる一方、形式的なものがそのまま据え置かれるということであると、企業側にとっては納得感のない、受け入れ難い形になりますので、ぜひ形式的に過ぎるものは一部廃止することも含めご検討いただきたいと思います。具体的には、上場会社の決定事実で合併等の組織再編行為があった場合には、軽微基準がなく開示が求められるケースが例としてございます。100%子会社で軽微な合併であれば連結上の影響はまったくないわけで、投資判断に影響を与えるものではないと理解しています。また、子会社の決定事実には軽微基準があり、例えばホールディングの形式を採っている会社であると、事実上ホールディングの下の子会社が支配しているわけですが、子会社が孫会社を連結したときは軽微なものであれば開示しなくてよいということになります。このように、組織の形態によって実質的には同じ効果を図った組織再編行為であっても、適時開示の有無が異なってくるケースもございます。加えて、上場子会社等が業績予想の修正をすると、親会社は軽微基準なく適時開示を求められています。この辺りはインサイダー等の法令等の関係もあるのかもしれませんが、こういった形式的と考えられるものは、より実質的なものになるよう、今後ご検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

【神作座長】

どうもありがとうございました。何点か確認事項があったかと思いますが、事務局から、もし可能でしたらお答えいただけますでしょうか。

【内藤課長】

ありがとうございます。基本的に2点と理解をいたしまして、1点目が11ページの具体例の位置づけと理解いたしました。

11ページの記載につきましては、「原則として、上場会社は投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項について積極的に開示することは重要」という基本的な考え方を前提としつつも、業種や事業内容によって重要性は異なるという中で、各社が投資者ニーズに応じて判断するということの中で考えております。

こちらに書いております具体例につきましては、これまでの検討会でのご議論の中で投資判断に有用と考えられる情報として挙げたものでございまして、これらの中でこういったものが各社においてニーズがあるのか、重要性があるのかということ、各社においてご判断いただくものであると考えてございます。

もう1点目は、19ページのエンフォースメントのところと理解いたしましたが、基本的には、おっしゃっていただいたように、有価証券上場規程第604条第1項では、上場会社はこれに協力するものとするとして定められておまして、その中で守秘義務解除に同意いただいております。今回の②の見直しは、現行の上場廃止に係る該当性の判断に必要という射程を拡大するものでございまして、基本的に取引所のルールとしては、見直し後のこれに該当する規則に従ってご対応いただくというような想定でございまして。

【松本メンバー】

分かりました。ありがとうございます。

【神作座長】

ほかにご発言はございますでしょうか。井口メンバー、ご発言ください。

【井口メンバー】

ご指名ありがとうございます。内藤さん、ご説明どうもありがとうございました。まず、事務局のご提案には賛同です。

いくつかスライドでコメント等をさせていただきますと、10ページのところで、今ほど経営成績等の概況についてお話があったのですが、私は開示すべきと思っております。これは多くの企業がすでにやられているということだと思っております。あまり詳細にやってほしいということではなくて、決算数値だけ出されても、それはもう何か全然分からないということがありますので、その概況を教えてほしいということです。それがなければ、決算数値だけ示されても理解ができないということになりますので、これは必須のものだと思っております。

12ページは、今回、四半期報告書がなくなるということで、今後は短信の役割というのが、今までは速報性だけだったと思うのですが、信頼のある情報を提供するという機能も一定程度担うということになってきますので、そういう意味で言うと、このレビューを任意で受ける場合、前回は「二段階を推奨する」と記載があったのです

が、それをなくして、ご提案のようにやっていただくというのが正しい、妥当なあり方ではないかと思っています。

16ページのレビューの一部義務付けの要件のところですが、無限定適正意見以外の場合については賛同したいと思います。これは、機関投資家においても、無限定適正意見以外の場合は財務諸表を信用できないため、剰余金処分案に反対するという議決権行使基準が一般的ということからすると、無限定適正意見というのはすごく大事で、財務諸表に対する信頼感においてこのような段差が出てきますので、ここでスレッシュホールドを引いていただくのは、正しいやり方ではないかと思っております。

22ページについて、2Qと通期の決算短信の取扱いは、賛同いたしたく思っております。

あと最後、27ページ、28ページの今後の情報開示の充実ですが、私が思いますのは、今ほどおっしゃったように、確かにいきなり何か突発的な事象が起こって、全て確実な定量的な情報を出すというのは難しいところがあると思うのですが、ただ、精査中であっても、開示に優れていらっしゃる企業は、ここにいらっしゃるメンバーの企業もそういう企業だと理解しているのですが、精査中ですが、こういう事象についてこう考えていますという二段階あるいは三段階での開示をやって欲しいということです。ここにいらっしゃる企業はやられていると思うのですが、そういうことをもっと東証の上場企業にも広げてほしいと思っています。

なぜそういう情報を最初に出すことが大事かということ、それは、何も出さないと経営陣の方は何も反応しないんだということで、逆に経営陣に対する信頼感に関わる事項になるからです。ですので、まず、事象をどのように捉えているかということ、定性的でもよいので出していただいて、追って定量的な情報を出していただくことが大事と思っています。

ここの注記にある、投資者の関心が強いと考えられる場合は、事業環境の変化による影響は軽微と見込まれる場合においても開示を行うことが考えられるということですが、ここも業績に関係ないものまで出すということは確かに抵抗感があるということは、理解できます。ただ、例えば会計で影響度と可能性ということがよく言われますが、それにかかわらず、例えば従業員の安全性とか、事故が起こっていらっしゃるなど、すごく失礼な言い方かもしれませんが、従業員の方の安全というのは足元の業績とかにかかわらないとしても、長期的な視点で企業をみる投資家に対してすごく関心のある事項であるという場合もあります。ただ、それを絶対に開示しろというのではなくて、その重要度や投資家の関心があるとご理解をされている場合は、そういう開示もあってもいいということで、必ずしも義務ではないということを書かれているということだと思います。ここの意義というのは、会計基準でもよく言われることですが、投資家はどういうことに関心を持っているかという理解をいただいて、それで可能な限り対応してください、という趣旨だと思いますので、特に何か今の実務に大きな影響を与えないと思いますので、ぜひ残していただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

【神作座長】

ご意見どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。熊谷メンバー、ご発言ください。

【熊谷メンバー】

東証の皆様におかれましては、取りまとめ、ありがとうございます。

この四半期開示の見直しについて、四半期報告書がなくなる中で、先ほども井口委員からございましたけれども、短信が担う役割が、単に速報性でなくて、これまで四半期報告書が担ってきた情報開示の一部を四半期短信が担うという形になると理解しております。

そういった意味で、利用者の希望が全て通っているわけではありませんが、やはりこういう形で、従来の短信に比べれば開示内容が充実しているということで、これは歓迎できるのではないかと思います。

一言申し上げておきますと、やはり作成者の皆様の抵抗が強いということも分かっているのですけれども、1Q/3Qにおいても、キャッシュ・フロー計算書は開示してほしいという意見が根強くございます。

ただ、東証において、1Q/3Qにおいて、キャッシュ・フロー計算書の開示を義務付けるということは、現行の報告書の枠組みにおいても、1Q/3Qは、日本基準に関しましては、キャッシュ・フロー計算書の省略が認められているという中で、やはり短信において、1Q/3Qにキャッシュ・フロー計算書の義務付けまでやるというのは、利用者の立場として一部にそういう強い意見がございますが、難しいと理解しております。

そういう中で、この添付資料の中にキャッシュ・フロー計算書を省略する場合にはキャッシュ・フローに関する注記を開示と入れていただいていること、それから11ページ目で、開示内容の中にキャッシュ・フロー計算書を入れていただいていると理解しております。

先般も申し上げたと思いますが、現在、すでに報告書において、キャッシュ・フロー計算書を開示している企業におかれましては、現行実務としてキャッシュ・フロー計算書の作成が走っており、そういうシステムもお持ちになっているであろうということを踏まえすと、11ページ目の「投資判断に有用な情報」の冒頭に、キャッシュ・フロー計算書が置かれているということは、開示を強く推奨するというのではなくて、自発的に開示を促すということであると思います。キャッシュ・フロー計算書に加えまして、それ以外のことに関しましても書かれているということは、従来、四半期報告書で行われてきた開示実務の範囲内で、投資判断に有用なものを列挙しているに過ぎないのではないかと理解しております。

一方で、第1回で議論したと思いますが、やはり報告書がなくなるということ自体が、作成者の方々全般にとって開示負担の軽減につながっているのではないかと思います。

1Q/3Qにおいても、現行の四半期報告書に比べれば、やはり開示内容のレベルそのものはかなり軽くなっておりますので、そういったことで、企業の皆様にも、作

成者の皆様にもご理解いただけたらと考えてございます。

その上でご質問ですが、今回のご提案の中で、場合によっては準拠性でなくて適正性について意見を表明することができるということになりました。ここで、新しい財規に従って開示することが想定されているわけではありますが、結局、今般は見直しにあたって、まず会計基準に関しましては、四半期の会計基準がなくなって、それを中間の6カ月の開示ということで見直すわけではありますが、開示内容については、2Qのこれまでの開示が維持されるということで、おそらく1Q/3Qに比べますと、やはり開示内容がかなり重くなると理解しています。その上で、新しい財規に従って、適正性の意見表明ができるということは、1Q/3Qにおいても2Q並みの開示が行われ、しかも、場合によっては、財規の規定に従って、会計基準において規定されていない内容も、重要性に応じて開示されているということが担保された上で、この適正性の意見表明ができるということなのではないでしょうか。

それとも、東証の新しい枠組みに沿いまして、かつ必要に応じて、今回決められている10ページに書いてある以上のものが開示されていて、それが投資家の意思決定に役立つものが開示されているという前提で、適正性の表示、評価、レビューがなされるのか。この辺りがちょっと分からなかったので、教えていただけたらと思います。以上です。

【神作座長】

どうもありがとうございました。1点、ご質問がございましたけれども、いかがでしょうか。

【内藤課長】

ありがとうございます。適性表示のレビューについて、どういう形なのかというご質問と理解いたしました。

適正表示のレビューを行っていただく場合には、新制度の財規に準拠しつつ、開示を省略しない場合ということでございます。基本的には、日本基準におきましては、例えば現行の1Q/3Qではキャッシュ・フロー計算書の省略を認めるという定めがございますが、新制度の半期の財規や会計基準ではそういったものは定められない想定だと認識をしております。四半期に係る財規や会計基準自体も廃止されるものだと認識をしております。

そのため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準におきましては、例えばキャッシュ・フロー計算書の省略を認めるといった定めがなくなるということでございますので、適正表示に関するレビューを行う場合には、現行のIFRSと同様に、キャッシュ・フロー計算書の記載が必要になり、基本的には、2Qと同じ取扱いで1Q/3Qを作成いただいた場合に適正表示ができると理解をしております。

この点は、どういった場合に適正表示のレビューができるのかという点にもなりますので、JICPAとも確認、連携させていただきながら、検討を詰めていきたいと思っております。

【熊谷メンバー】

ありがとうございます。理解いたしました。

やはりそうしますと、適正性のレビューを受けられるというのは、作成者におかれましても、非常に積極的な開示を行われて、2Qレベルと同じレベルの開示を行われた企業に関しまして、適正性のレビューが行われるという理解でよろしいわけですね。

【内藤課長】

現時点ではそのように想定してございます。

【神作座長】

よろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかにご発言いかがでしょうか。黒田メンバー、ご発言ください。

【黒田メンバー】

ありがとうございます。第1回及び第2回の議論を踏まえた形で取りまとめしていただき、本当にありがとうございます。基本的な方向性につきましては同意しておりますので、細かい点を含めて数点コメントさせていただければと思っております。

まず、10ページ目の内容についてです。前回もコメントさせていただきましたが、米国基準やIFRSの場合にもキャッシュ・フロー計算書を義務付けないという話は、国の方針であるIFRS任意適用社数を増やすという観点からも高く評価できる結論だと思っております。

1点、確認させていただきたい点がございまして、今回から義務付けられる経営成績等の概況についてです。他の作成者の方と議論している中で、業績管理などを四半期累計期間ではなく、四半期会計期間で実施しているような会社もあると伺っています。こういった企業の業績を、投資家に適切に伝えるという観点では、業績の説明は四半期会計期間のほうが望ましいケースもあるのではないかと考えております。従いまして、念のための確認ではありますが、経営成績等の概況は、四半期累計期間ではなくて、四半期会計期間で説明することも短信上は許容されるのか確認させていただければと思っております。

続きまして、11ページ目の「業種や事業内容等によって投資者のニーズが異なる」というのは、非常に良い記載だと考えております。前回もお話しさせていただきましたとおり、金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書の重要性が低いという点については、利用者の方々にもご理解いただいているところと考えております。従いまして、今後、開示の義務付けを検討される際には、今回追記いただいた点も引き続きご留意いただければと考えているところでございます。

続きまして、13ページの財務報告の枠組みのイメージです。この点は、ASBJとのすみ分けが非常に難しいところというところでは理解しているのですが、数点コメントさせていただければと思っております。

先ほどからのご意見にもあるのですが、現在の議論では、ASBJの作成する6か月を会計期間とする会計基準を参照する形で、1Qと3Qの決算短信を作成するとい

うことになっております。一方で、A S B Jでは、現在6カ月を前提とした会計基準とする場合には、現行の四半期会計基準で許容されていた簡便法の一部廃止が現在議論されていると理解しています。

これが採用となった場合には、日本基準を適用している企業、従来から簡便法を使っている企業は、従来対比で財務諸表を作成する負担が大きくなる懸念がございます。もともとのコンセプトはコスト削減ということであって、財務諸表の作成負担が大きくなるというコンセプトはなかったものと理解しております。この点は東証サイドでも同様の考え方であったと理解しておりますので、A S B Jに対して、東証の考え方をしっかりと伝えるべく、※1など、場所は問いませんが、1Qと3Qに関して、従来対比で財務諸表の作成負担が大きくなることを想定していないといった記載をご検討いただけますよう、よろしく願いいたします。もちろん注記の話は別なのですが、おそらく本日参加されている方々の中にも、財務諸表の作成負担が大きくなるということを想定している方はいらっしゃる理解です。もし、認識に齟齬があるようであればご指摘いただければと思います。

次に、キャッシュ・フローに関する注記を義務付けている点ですが、現在の1Q/3Qで求められている水準であれば、企業として作成することは可能である一方で、注記の作成方法を誰が定めるのかという点は、慎重に議論したほうが望ましいと考えております。現状は、東証がこの注記の作成方法などを作成することになっているようですが、本来はA S B Jが定めるとするのが望ましい姿ではないかと思っております。東証の定める開示内容をレビューに含めることの是非を含めて、丁寧に、利害関係者間でご議論いただければと思っております。

次に、16ページのレビューの一部義務付けですが、原則任意を前面に押し出している点、この点ありがとうございます。趣旨に沿った形になっているのではないかと思います。

先ほどご紹介いただいた資料2のドイツの開示があります。レビューを受けているのはサンプル数が少ないので何とも言えないのですが、DAX指数のうちプライム市場に上場している会社の中でも10%に満たない状況ということですので、2Qはレビューが必須であるということを踏まえれば、任意に関しては、どうしても受けたい会社が受けるという形で制度設計はしていけばよいと考えております。

続きまして、17ページの準拠性と適正表示について、先ほど来、議論のあるところですが、今までは準拠性一本槍だったと思っておりますが、先日の監査部会の議論を受けてなのかもしれませんが、両論併記のように変わってきたと理解しております。ただ、準拠性自体が国際的に見てどこまで一般的なのか、国際的な潮流とも比較して、ガラパゴスな仕組みにならないようにだけのご留意いただければと思っております。

例えばですが、A S B Jに東証が最低限求める開示をベースにした1Q/3Qの開示と従来同様の2Qの開示内容を定めさせて、財務諸表の作成方法は従来の四半期報告と同様にした上で、レビューは、適正表示に一本化すれば、準拠性の検討は不要になるのではないのでしょうか。耳慣れない準拠性を世の中に定着させるよりも、適正表示に整理することも選択肢ではと考えております。例えば、ご参考にある（認識・測定）G A A P、（開示）東証のルール、G A A Pとすれば適正表示の整理になる

のではないのでしょうか。このあたりは、J I C P Aなどのご検討の領域かと思いますが、利害関係者の理解が得られるよう丁寧な議論をお願いできればと存じます。少なくとも、先ほど申し上げました四半期の簡便法が許容されなくなるような事態は回避をお願いいたします。

続きまして、24ページの決算短信のデータ配信形式についてです。前回の会議でも、HTMLの追加義務付けについて、ほとんどが大手ベンダーにカバーされているので、追加的な作業なく対応可能というご説明をいただいたと記憶しておりますが、PDFに誤りがなければ、HTMLに誤りがないと言い切れるかどうかについてご確認いただいているかを念のため確認させていただきたい。HTML化の負担がどの程度のものであり、企業にどの程度の負荷がかかると想定しているかが確認の趣旨です。現在もXBRLとPDFが同一であることを会社側で人員をかけて精査しておりますが、今回の改正により、PDFとHTML、XBRLとHTMLが同じであることのチェックは自動的になされるようになると考えても差し支えないか。もしそうでなく企業側で整合性チェックが必要な場合には、追加的な作業なくという東証の説明は言い過ぎのような気がするので負担増が限定的であることが分かるようにすることが望ましいと思います。

最後になりますが、今後の進め方について、実務の方針案を公表した上で、金融庁やASBJの議論の状況を踏まえつつ、取引所規則や適時開示ガイドブックの改正・改訂をパブコメにかけていく流れかと考えております。「本実務の方針から変更がある場合には、改めて実務検討会を開催する」とご記載いただいているところですが、作成者との連携を密に取っていただいて、今後も手続きを進めていただければと考えております。

以上です。ありがとうございました。

【神作座長】

どうもありがとうございました。1点ご質問と、1点確認事項があったかと思いますが、その点について、事務局からお答えいただけますでしょうか。

【内藤課長】

ありがとうございます。

まず、10ページの開示内容について、経営成績等の概況において、四半期会計期間で説明することがあり得るのかという点でございますが、経営成績の説明をする中で、企業の実態に即して四半期会計期間でご説明いただくことはあり得ると考えております。

また、HTMLの関係についてでございますが、印刷会社とコミュニケーションをとる中での理解といたしましては、HTMLの作成につきましては、印刷会社のツールを使って作成いただき、それをHTMLとして生成するという点でございますが、HTMLの確認をしていただくということは、基本的にはないと思っております。

他方で、XBRLにつきましては、詳細にタグをつけると理解をしております、そのタグ付けが適切に行われているのかの確認が、実務上行われていると理解をして

おります。そういった観点からは、HTMLにおいては、基本的には何か負担が増加するものではないと理解をしているところでございます。

【黒田メンバー】

承知しました。ありがとうございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。それでは、オンラインで参加いただいております、三瓶メンバーからご発言の希望をいただいております。ご発言ください。

【三瓶メンバー】

三瓶です。オンラインで失礼します。

まず、事務局の方に、今回、実務の方針案の策定をいただき、ありがとうございます。その上で、5点ほど申し上げたい点があります。

その前に、黒田メンバーの、経営成績等の概要について、四半期会計期間だけでいいのかというご質問は、東証からのご説明どおりで構わないと思うのですが、ご質問の意図がどこにあるのかわからず、少し驚きました。日頃から、経営者は長期視点で経営を考えているが、投資家は短期だといつも言われます。短期志向から長期志向へと投資家がだんだん変わってきている中で、企業側はそんなに短期で考えて、短期の情報だけ出したいのかなと思いました。例えば、四半期でのアップデートが必要だということは、再三、中長期の中での企業の状況がどのように進捗しているのか、進捗のモニタリングがしたいからだと言っているわけで、その辺がかみ合っていないのかなという感想を持ちました。

では、ここから5点ほど申し上げたいと思います。

12ページの「レビューを任意で受ける場合」という、一番下に書いてあるところですが、ここについて、もともとのドラフトから修文いただき、ありがとうございます。記載のとおり、あくまでも各上場会社において判断するものであって、レビュー完了の時点などへ誘導することや、どちらが好ましいのか等、バイアスをかけるものではないということをおたためて徹底してほしいと思います。

2点目、レビューに関する利用者への周知徹底についてです。日本証券アナリスト協会による利用者へのヒアリング結果を以前ご共有いただいたと記憶しております。DWGでもご共有いただいて、当実務検討会の第1回でも共有いただいたと思います。ヒアリングの結果は、私からすると、レビューへの関心が予想外に低かったと思います。そういった状況を踏まえると、レビューは基本的に任意ですが、一定の場合にはレビューが義務付けられることや、または、これに関連してサマリー情報の記載に変更があることなどを、日本証券アナリスト協会等と連携して、周知徹底してほしいと思います。利用者が、どのような変化があったのか、レビューはどのような位置づけなのかということがちゃんと分かるように徹底してほしいと思います。

3点目ですが、16ページと17ページにあるところで、今回、大きく加筆があったところですが、16ページの下から二つ目のポイントや、17ページの表中の真ん

中の列の一番下、「準拠性（※）」について、※の内容を読むと、この内容は何か不明瞭な感じがしています。

「なることも考えられる」という表現がいいのかどうか。財規がどのように確定するのかによって変わってくるから、こういう書き方なのかもしれないのですが、要するに、適正表示の枠組みを排除しないということを明確に書いたらいいのではないかという感じがしています。そして、どちらの枠組みに対するレビューなのか、サマリー情報に明記する必要があるのではないかと思います。

4点目です。27ページですが、表の一番下に付け加えていただいた、「投資者として期待する事項」のところについて、簡単に書いていただいて、それなりに伝わるかもしれないですが、やはり文章だけ読むと勘違いすることもあると思うので、ちょっと補足したいのですが、例えば表の一番下の右側に「最大ロス」という言葉が出ています。最大ロスは、利用者からすれば、第一報としての目安、または分析の出発点として、リスクの程度把握に役立つものと思います。先ほど、井口メンバーもそのような説明をしていたと思います。なので、情報利用者側が精度の高い最大ロスを求めているというわけではないことが企業に伝わるように、ニュアンスや補足説明を適時開示ガイドブックに掲載できるとよいと思います。この資料のスペースではこのぐらいいし書けないと思うのですが、実際に適時開示ガイドブックでは、もう少し丁寧な説明が掲載できるとよいと考えています。

5つ目ですが、全体を通じて、です。開示内容と開示タイミングに関して、「投資者ニーズ」という用語が使われています。投資者ニーズに応じて、各社が判断する裁量が与えられるということだと思います。そこで、投資者が疑心暗鬼に陥らないか、投資者の信頼が勝ち取れるかどうかというのが重要です。将来、開示の任意化を検討し得るかどうかということにおいて、これは重要な試金石になると思います。なので、そのような責任感を持って企業には取り組んでいただきたいと思います。そういうことを踏まえると、先ほどから、投資家側では非常に強いニーズがあると言っているキャッシュ・フロー計算書の開示についても、色々な議論をしてきましたから、今回の結論で仕方がないと思いますが、任意の範囲内で、それだけ強いニーズが伝えられていることを受け止めていただいて、開示に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【神作座長】

どうもご意見ありがとうございました。

ほかにご発言はいかがでしょう。あるいは2回目のご発言でも結構でございます。これまでの議論を踏まえて追加のご発言がございましたら、ぜひご発言いただければと思います。

はい、熊谷メンバー、お願いします。

【熊谷メンバー】

2回目で恐縮です。先ほど黒田委員から、今回、ASBJが6カ月の基準を作る一方で、今の四半期で認められている会計処理が認められなくなるということを懸念し

ているとご意見がございました。私と中條オブザーバーがおられる中で非常に恐縮ですが、実際にASBJとしては、やはり6カ月の基準を作らざるを得ない。結局、法律上の枠組みがそうってしまった中で、黒田委員がご懸念になっているように、6カ月の基準を作るにあたって、3カ月の会計期間の中で認められていた会計処理が認められなくなる。十分に時間があるから認められなくなる、あるいは、色々な性格に応じて評価しているところではありますが、特に3カ月という短い期間の中で認められてきた簡便法というのは、利用者から見ても、これは認められてもしかるべきと思っております。

そういったときに、ASBJはもう6カ月基準しか作らない中で、これは東証の枠組みとして、救済策といいますか、その会計処理に立ち入って簡便法を認めることは可能なのでしょうか。というか、可能にさせていただければいいのではないかと思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

【内藤課長】

ご質問ありがとうございます。中間会計基準につきまして、まさにASBJにおいて検討が進められているところで、その状況次第ではございますが、例えばその一部に関して、2Q（中間）においては、1Qの数値を用いずに2Qの数値を作るようなものがありうるというところかと思っております。

取引所の財務報告の枠組みといたしましては、基本的には認識・測定については、財規を介して中間会計基準に準拠をしていただくという想定ですが、1Q/3Qにつきましては、例えば、3Qにおいては、2Qの数値を用いて作成いただくなど、現行の四半期財務諸表作成の実務を踏襲する形で、手当を行っていくような想定をしているところではございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。植村メンバー、ご発言ください。

【植村メンバー】

ご指名ありがとうございます。植村です。

まず、数々の見直しをいただきまして、事務局の皆様には、全上場会社3,800社の財務諸表作成者を代表してお礼を申し上げます。ありがとうございます。まだ課題、懸念とを感じる内容を、これから意見させていただきます。

まず、資料3の10ページの財務報告の枠組みについて、第2回実務検討会でも申し上げましたが、「必要な事項を追加」という表現は、本来は基準設定主体ではない取引所が財務諸表等規則や会計基準を上回る開示を求める権限を付与されるというロジックに発展する可能性がありますので、この追加部分は、私は不要だと考えております。

また、この財務諸表の枠組みは、新制度の財規、会計基準からスタートしていますが、現行の四半期の財規が廃止されるなどの問題があります。従って、1Q/3Qの

財務報告の枠組みは、このように複雑にするのではなく、取引所が1 Q / 3 Qの開示事項を示すだけで十分だと考えています。

次に、具体的な開示の義務付けの内容ですが、キャッシュ・フローに関する注記につきましては、新制度の財規では規定されないことが想定されますので、この実務検討会の最終報告書で、項目だけではなく、その内容を具体的に記述すべきだと考えています。

具体的に申し上げますと、有形固定資産、およびのれんを除く無形資産の減価償却費、および日本基準では「のれん」の償却費と記載すれば良いと考えております。これを別途規定することを検討するとすると、またその時点で再度議論が必要になるということになってしまいます。

注記事項のセグメント情報等に関する注記について、前回もコメントいたしました、「新制度における半期報告書と同水準」と今はなっております。これでは、報告セグメントの利益と連結P Lの利益との差額調整に関する開示、あるいはセグメントごとの第三者向け、セグメント間販売の開示が求められるなど、通期の決算短信レベルを上回る場合があると思われまますので、「半期報告書と同水準」の記述は削除して、開示内容は経営者の判断に任せるのが適当と考えます。

次に、説明資料の11ページの1 Q / 3 Q決算短信の義務付けでない開示内容の具体例について、財務諸表に係る注記のうち、前回も申し上げましたが、B S ・ P L関係の注記と、金融商品等の注記は削除すべきだと考えます。B S ・ P L関係の注記は、包括的な開示を求めることになりかねず、作成者の負担が懸念されます。これについては、開示の要請の例示から削除し、経営者が特段に重要性があると判断したものを任意で開示するのが適当だと考えます。

金融商品/有価証券/デリバティブ関係の注記は、前回も申し上げましたが、日本基準では1 Q / 3 Qの開示は、大半の企業には免除されているものであり、また、この開示は、I F R S適用企業等にとっては、1 Q / 3 Q報告書で大きな負担になっていたものですので、例示から削除すべきと考えます。

また、この開示については、※1に記載されている、現行の1 Q / 3 Q報告書の取扱いが新制度では規定されなくなることも考えられますので、このような具体例を入れることは問題があると考えております。

なお、後発事象の注記については、もともとゼロだったものが例示に追加されたものであり、藤本メンバーとは私は意見が異なり、この資料の11ページに記載されているように義務付けではないことで十分だと思っております。

さらに、13ページに、ご参考として財務報告の枠組みのイメージがあります。その中で基本的な考え方として、「1 Q / 3 Q決算短信の財務諸表を作成するにあたり、新制度における半期報告書に適用される財規を参照する」とありますが、これには違和感を覚えます。

A S B Jの四半期の会計基準の見直しは、中間期だけではなくて、本来は1 Q / 3 Qも想定して検討されるべきと考えておりますが、1 Q / 3 Qを対象にした四半期の財規は廃止される模様です。半期報告書に適用される財規をベースにしますと、先ほどから議論されている1 Q / 3 Qの簡便的な会計処理や開示基準は参照できなくなる

という問題が発生しますので、このようにならないように東証にもご協力いただきたいと思います。

従って、1Q/3Qの財務諸表を作成するにあたって参照するのは、新制度の財規だけではなく、改正される新制度の会計基準も対象とすべきであると考えます。

また、13ページの※1に、「ASBJは半期報告書に向けた6カ月を会計期間とする会計基準を開発する方針」とあります。ASBJには、中間期だけではなく、1Q/3Q決算短信の財務諸表の作成のために準拠できるように四半期会計基準の改正、すなわちASBJが現在検討を進めている中間会計基準ではなく、期中会計基準としての改正を行っていただきたいと思います。この点は、東証からもASBJに対してご依頼をよろしくお願いいたします。

この点について、私はASBJ・企業会計基準諮問会議の委員でもありますので、その場で要請するなど、強く確認してまいります。

次に、12ページの決算の内容についての二つ目に、「短信における開示を任意で充実させるケース」の括弧の中に、「現行の四半期報告書と同様の財務諸表・注記事項を開示する等」という表現があります。このようなほとんど実施されないであろう開示を奨励していると誤解される可能性があるため、括弧の中は、私は削除すべきだと考えています。

次に、16ページのレビューの一部義務付けの方針案についてコメントいたします。何度も申し上げますが、指摘させていただいたとおり、レビュー義務付けの要件④は会計不正や内部統制の不備の場合に限定すべきということを明確にし、また、要件⑤は基本的には不要な要件だと思います。レビューの実施者については、年度の監査人と同じことが望ましいですが、「原則として」という言葉を挿入するのがよいと、前回どおりあらためてコメントいたします。

レビュー基準の準拠性の枠組みについては、この実務検討会で初めて出てきた仕組みですが、具体的な手続き、レビュー時間、実現可能性や問題点などが十分に明らかになっておらず、作成者として実施可能性に不安が残っています。

また、先ほどより話がありましたとおり、9月5日に開催されました企業会計審議会監査部会では、準拠性レビューについて、準拠する財務報告の枠組みを明確にすることが必要であるという意見がありました。日本基準だけでなく、IFRS、米国基準など、グローバルへの対応も含めて、具体的なレビュー報告書の意見の部分の文案も当然提示すべきと思っています。今回の最終報告には提示すべきと思っていましたが、今回の資料では提示がないので、そのイメージをご教示いただきたいと思います。

三瓶メンバーから先ほどコメントいただきましたが、四半期レビュー報告書の雛形、記載ぶりを見れば、準拠性のレビューなのか、適正性のレビューなのか、理解できるはずだと考えております。また、今回、「開示を省略しない場合は、適正表示に関するレビューにすることも考えられる」という記述が追加されましたが、その理由と、このようなニーズがあるかどうかをご教示ください。先日の監査部会で1名の委員からこのような意見が出ていましたが、まだ結論が出ていないので、「監査部会の結論を踏まえる」と、今回の資料では注記することが要検討かと思っています。これらの点については、東証事務局と、藤本メンバーへの質問となります。

また、具体的なレビューの実務指針等の改正の検討にあたっては、作成者の意見もしっかりと聞いてほしい、そして議論させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

四半期決算短信に対するレビューは、一部義務付けについての例外として除けば、あくまで任意ですので、準拠性レビューの仕組みを作っていただくのは構いませんが、それを推奨する、誘導するというものがないようにご留意いただきたいと思います。

次に、17ページのご参考の「財務報告の枠組みとレビューの関係性」についてですが、上から二つ目のパラグラフの表現が、「新制度の財規に準拠しつつ、開示の省略を認める想定であり」と、前回の資料と少し変わってきております。

しかし、前回と同様に、「新制度の財規・会計基準に準拠しつつ」ということで、「会計基準」という用語を挿入すれば、言葉は足りると思っております。これはすでにコメントしたとおり、修正後の会計基準から1Q/3Qの簡便的な会計処理と開示を参照することができる必要があると考えるため、先ほど熊谷メンバーがおっしゃられたとおりのものであります。

同じ理由から、この表の下の適正表示の枠組みの※の注記の表現も、「新制度の財規・会計基準に準拠し」と修正していただきたいと思います。

続きまして、19ページのエンフォースメントについての方針ですが、具体的な方針の②で、「公認会計士へのヒアリングに関する上場規則について、その射程を上場会社に係る妥当性の判断に必要と認める場合から、実効性確保措置の検討に認める場合に拡大」となっています。これは単なる「措置」という文言に比べて、ベターな表現だと思います。

ただ、この実効性確保措置の具体的な内容が分かりにくいことと、これが会計不正等のスコープよりさらに広い範囲になっているのではないかという疑問もありますので、DWG報告を踏まえて、「射程の拡大は会計不正等に限定すべき」でいいのではないかと、思います。そのために、実効性確保措置の前に、例えば「①のための」という表現の追加、または「会計不正等に対する実効性確保措置」と記載することで明確化していければと考えます。

長くなりましたが、非常に重要な論点がありますので、お時間ください。

三つ目の議題の決算短信のデータ配信方式について、XBRLとHTMLを大幅に見直し、それを義務化する案が提案されています。しかしながら、前回にも強く申し上げましたが、今回の四半期開示の見直しのタイミングと同時に変更することは、作成者に実務負担をかけることになり、大きな懸念があります。また、通期の決算短信は四半期よりも開示項目が多く、通期の決算短信も対象になりますので、負担が大きいことにも配慮が必要です。

これらの点については、東証事務局が、二つの印刷会社に確認されたとして、大きな問題はないということをお伺いしております。

なお、私も当社の印刷会社、営業担当にも確認をしていますし、私はもともと社内でのこの仕組みを導入した人間ですので、この点はよく分かっています。

私どもは、全上場会社3,800社の財務諸表作成者の代表ですので、今回、後ろに座っておられる関経連と共同して、東証事務局が、残念ながら実施されていない作成

者への直接アンケートを実施いたしました。なお、大規模上場会社のみを対象としたので、中小規模の企業様は含まれておりません。

まず、印刷会社2社のツール使用の有無につきましては、現時点で大規模会社の回答会社数15社のうち1社が、短信作成では印刷会社のツールで作成していない、あるいは実質的にまったく使っていない旨の回答がありました。ツールの使用範囲につきましては、印刷会社のツールを決算短信でも使用している会社が8割程度で、Wordや自社ツールで対応している会社は1割程度の回答です。「XBRL形式の拡充にすぐに対応できない」または「大きな負担や一定程度の負担がかかる」という回答は2割程度ございました。

さらに、上場会社の子会社である中小規模の上場子会社の状況も踏まえると、経過措置期間には「2年から2年半」が2割程度、「1.5年から2年」が2割程度、「1年から1.5年」が15%程度、「経過措置が必要だと思うが、妥当な期間が分からない」というのが2割程度の回答でございました。

現時点では今申し上げたとおりですが、大規模会社だけの緊急アンケートですので、中小規模の会社様も仮に同じ状態と仮定すると、負担や手間が増大する会社数は激増し、混乱が生じる可能性があると思われまます。

以上の実態調査を踏まえた意見になりますが、現様式では、XBRLの提出は要請であり、HTMLは任意であり、このような状態から、新様式でXBRLとHTMLをいきなり義務化するのは無理があると考えています。また、四半期開示の見直しと同じタイミングで、新しいデータ配信方式の新様式を求めることは、作成者に大きな負担をかけるだけではなく、企業によっては四半期短信、決算短信の開示に遅れが生じ、提出の期限遅れの可能性まであり得ると想像しています。

データ配信の新様式については、当面は要請とするのが適当だと考えます。もし仮にデータ配信の新様式を義務化する場合には、少なくとも2年程度の準備期間を設けるのが妥当だと考えております。作成者にデータ配信の新様式の全ての負担を負わせるのは、今回の四半期開示の見直しのそもそも論に合致しないと考えます。

また、四半期開示の見直しのタイミングで、XBRL、HTML提出時には東証のシステムでPDFに自動変換されると理解していますが、PDFの提出は不要とする点について、その準備はできているということによろしいですね。

それは、金融庁のEDINETの提出時は、XBRLとHTMLのみの提出でありまして、PDF化につきましては、金融庁の仕組みで自動的にご対応いただいて、EDINETにご掲載いただいております。そのPDF自動変換の仕組みが東証で当然準備できているということだと思います。そんなこと（PDF自動変換の仕組み準備が漏れている）は、まさかないとは思いますが、念のために確認させてください。

全上場会社3,800社を代表する意見として、XBRL、HTML提出が義務化になった際には、PDFは東証で金融庁と同様に対応を実施してください。これは東証へのご質問で、後ほどご回答をお願いいたします。

最後に、情報開示の充実についてです。先ほどもありましたが、27ページの欄外注記の※の一つ目は、井口メンバーもコメントされましたが、「投資者の関心が強いと考えられる場合には、事業環境の変化による影響が軽微と見込まれる場合において

も、影響が軽微である旨を開示することが考えられる」とありますが、これは日本語として非常に分かりにくい文章だと、日本人として思います。そもそものこの内容の要否の検討、または修文が必要だと考えます。

以上、コメントを述べましたが、四半期開示の見直しの実施時期である2024年4月まであと5カ月になりましたので、この実務検討会の最終報告書は、本日、私も含めて皆様方から指摘させていただきました点を踏まえて、超特急のタイミングで公表していただきたいと思います。もちろん、事前に確認いただければ結構です。そのあとに有価証券上場規程および四半期決算短信作成要領の改正案について、できるだけ早く公表、パブコメをお願いしたいと思います。

私のほうからのコメントは以上でございます。よろしく願いいたします。

【神作座長】

どうもありがとうございました。

レビューに関連して、東証と藤本メンバーにご質問がございました。また、東証には最後のPDF化についてもご質問があったかと思しますので、まず、その点についてお答えいただけますでしょうか。

【内藤課長】

ご質問いただき、ありがとうございます。

まず、レビューの結論のところに関しましては、まさにJICPAにおいてご議論いただいている、もしくは今後ご議論されるところかと認識してございますが、今回の資料におきましても、18ページで、適正表示と準拠性の結論の概要はお示しをいただいていると理解しております。

また、適正表示のレビューでございますが、企業会計審議会監査部会での議論を踏まえまして、そういった選択肢を否定するものではないのだろうということで、入れております。

データ配信形式につきましては、関経連がアンケートをされたということは、今この場で初めて聞いたもので、その内容を確認できていないということもございますので、アンケートの設問や具体的な選択肢、その回答をご確認させていただき、それを踏まえて検討できればと考えてございます。

先ほど決算短信の作成にあたってツールを利用されていないというお話がございましたけれども、例えば財務諸表を作成する、現行で言えば四半期報告書を作成するにあたっては、印刷会社のツールを使われているといったことが想定されると思ってございます。そういった場合においては、印刷会社側で、今回の四半期開示の見直しに伴って、ツールの対応等はされると聞いてございます。

HTMLの作成につきましても、印刷会社のツールを利用している場合には、その印刷会社のツールに、すでにHTMLを生成する機能は実装されており、おそらく植村メンバーにおかれてはご認識されているかとは思いますが、印刷会社のツールを利用されている場合、基本的には、使用感としてはWordに近いような形で作成できると聞いてございます。そういったことからすると、現時点では該当箇所について印

刷会社のツールを使っていないということであっても、印刷会社のツール上で同じように作業いただければ、ご対応いただけるものなのではないかと考えてございます。いずれにいたしましても、必要に応じて印刷会社と協力しながら、丁寧に周知していくところが必要と考えているところでございます。

【藤本メンバー】

ありがとうございます。

今、内藤様からコメントいただいたとおりですが、報告書の様式については、18ページでお示しをさせていただいている部分が変わります。「適正に表示していない」という部分が「準拠して作成していない」と変更になるということで、その他の具体的な報告書の様式については、今、JICPAにおいて検討を進めていますが、基本的には現行の四半期報告書におけるレビューの報告書から大きく変えずに、この部分を変更するような形でどうかという方向で検討しております。まだ検討中でございますので、最終的にどのようになるかは、あらためて改正案としてお示しをさせていただきたいと思っております。

それから、適正性についての結論を、今回追加されているという点に関しましては、レビューをする立場としては、フラットでございまして、投資家の求めに応じて必要な開示をしていただき、それに対する信頼性を付与するというのが我々の立場でございます。従って、その準拠性の枠組みであれば、それに対するレビューを付す。ただ、先日、監査部会でもコメントがございましたように、適正性の枠組みでの開示、そして、それに対するレビューを期待する声があるのであれば、それに対応できるように対応させていただきたいということでございますので、我々としては必要な準備をしたいと考えております。

以上でございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。植村メンバー、いかがでしょうか。

【植村メンバー】

一つ目の、四半期レビュー報告書の点につきましては、監査部会の関係もあって不確定ということは理解するのですが、この18ページに記載していただいているものだけでは少し不十分なのかなと思うので、もう少し全体像まで見せていただきたいです。特に、リード文にあるように、「監査手法に何ら変わるところはない」、また「財務諸表のレビューも、保証水準が同じ」ということは、作成者としては、手続きやポリシー、対応は変わらないとしか思えないのです。もし、そういうことをおっしゃっているのであれば、そのように書いていただいたらいいかと思っております。

それで、これはあくまで任意の話ですが、企業が任意でレビューを行う場合は、準拠性レビューか適正性レビューかが分岐点になります。非常に重要なことですので、今は確定していないかもしれませんが、もう少し丁寧に書いていただかないと、先ほど黒田メンバーも少し触れていただきましたが、やはり分かりません。

我々として、何が変わるのか分からないので、コメントをあらためてさせていただいたという次第です。

あと、内藤様からコメントをいただきまして、ありがとうございます。データ配信方式の提出方式ですが、これについては、正直私といたしましては、これは本当に負荷がかかるのか、かからないのかということヒアリングするのは、我々のネットワークでは限界があります。これは東証のほうでは、T D n e tに提出するときに担当者名前が必ず入っているかと思えます。そこにメールでアンケートをとられることも一つの案ではないかと思ったという次第でございます。

以上でございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。アンケートを実施して下さったということで、その結果を事務局にお見せいただくことはできませんでしょうか。

【植村メンバー】

会社の名前等々が入っていますので、それは関経連と相談して、そこを消して、設問はどんな設問で、どのようになっていたという統計的なデータをお出しできる手はずになっております。ただ、母数が現時点で15社程度ですので、広くあまねくとれていないということも、お含みおきください。

中小企業様に本当はお聞きしたかったのですが、その連絡先が分からなかったということも事実ですので、それらの連絡先については、逆にT D n e tで受けられている当事者の東証がされるのが一番いいのではないかとということで、今申し上げた次第です。

以上です。

【神作座長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、井口メンバー、どうぞ。

【井口メンバー】

ありがとうございます。植村さんが横にいらっしゃり、ちょっと発言しにくいところもあるのですが、いくつかコメントをさせていただきます。

最初は、10ページですが、セグメント情報等の注記が重要な情報ということはおそらく企業も投資家も分かっていると思います。四半期短信の役割は、年度・半期の進捗状況を確認するということですので、年度や半期の報告書のセグメントと異なるセグメントが使われると情報価値が落ちるため、ここは新制度における半期報告書と同水準ということで、残していただければと思っております。

あと、11ページの開示を義務付ける事項以外の事項について、これは義務ではなく、例えば、企業がこの義務以外のところでどんな情報が求められるのかということで、このような例示を見にいかれることも考えられ、投資家はこういう情報を欲して

いるのだと示していただくという観点で、このような例示を行うことも有用だと思っています。

DWGでも採用されなかったのですが、例えばIFRSの採用企業ですと、損益計算書関係の注記などにその他の損益の特損が全部入ってきて、全然中身が分からないということがよくありました。これも義務ではないのですが、例えば、経営成績等の概況で説明いただけるのかもしれませんが、そういうことをちゃんとやっていただくと非常にありがたいということで、どういう情報を投資家が欲しているのか、投資家と接している企業ばかりではありませんので、こういう情報を幅広くしていただくと非常にありがたいと思っています。

最後に3点目、16ページですが、義務付けの要件について、①と③に加え、④と⑤も私はすごく重要だと思っていて、実はこういうことがあったときは株価が暴落することがあります。財務諸表に対する信頼感がなくなって、今後どう投資しようか慎重に見ていくということがあります。ただ、植村さんもおっしゃっていましたように、いろいろな状況で発生することも考えられ、④の下のところを見ていただきますと、「財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く」と書いてありますが、「財務諸表の信頼性の観点から問題がないと明らかな場合は除く」と目立つようにと書いていただければよいのではないかと、思います。こういうことは非常に株価に大きな影響を与え、そして、その後の財務諸表の信頼性にも影響しますので、これは残しておいていただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。

ほかにご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もしよろしければ、オブザーバーの皆様から、もしご発言ございましたら、いただけたら幸いです。いかがでしょうか。

【企業会計基準委員会 中條常勤委員】

ありがとうございます。本日はASBJの基準開発についてもご意見いただきまして、ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて、基準開発を行ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

【神作座長】

どうもありがとうございました。

いろいろご意見をいただいておりますが、最後に、今後の進め方についてご相談をさせていただければと思います。

資料にも報告にもございましたように、本日の資料3の「実務の方針(案)」は、本検討会における検討を踏まえて、最終的に東証で取りまとめて公表することが想定されております。

本検討会では、これまでDWGの報告を踏まえて、事務局から各論点の方針案につ

いて示していただき、それについてさまざまなご議論をいただきまして。

個別の項目については、意見が異なっている箇所もまだ存在するというのは確かでございますが、他方で、今回、事務局からご提示いただいた資料3の「実務の方針(案)」は、皆様方メンバーの方々のこれまでのご意見をできる限り集約して、事務局におまとめいただいたものでございます。本日はさらに、この資料3について、大変貴重な多くのご意見をいただいたところでございます。

そこで、今後の進め方でございますが、具体的には取りまとめに向けて、もう1回検討会を開催するかどうか議論になり得ると思います。他方で、まだ確かに意見が集約されていない部分もありますが、基本的な方向においては、意見の一致があったのではないかと思います。また、最後に植村メンバーからもご発言いただきましたように、時間的な余裕もあまりないというのも現実的な問題としてはあろうかと思いません。

そこで、今後の進め方ですが、私といたしましては、もう1回検討会を開催することはせず、あとは、本日いただいた大変貴重なご意見を事務局においてまた再検討していただき、この実務の方針についての修正案を策定していただき、この検討会を開くのではなく、メールベースで、あるいは場合によっては直接対応することもあり得るかと思いますが、メール、その他の方法を用いてご相談をさせていただいた上で、まとめに向かっていってはいかがかと考えております。

大変僭越ではございますけれども、もしよろしければ、最終的には私と東証の間で必要な確認等をした上で、取りまとめをしてはいかがかと考えておりますが、以上のように進めていくことについて、ご意見を頂戴できれば幸いです。

よろしゅうございますでしょうか。植村メンバー、ご発言ください。

【植村メンバー】

今の座長のご意見に、基本的に賛同いたします。ただ、個別に話をさせていただいて、最終版の公表が遅くならないか懸念がありますので、もう一つの考え方としては、やはり一堂に会することも選択肢ではないのかなと思いますので、座長と事務局でご検討いただければと思います。うまい方法があって、個別に話をしたあとでも、集約・収斂したものが違和感ないものであれば構わないと思います。

ただ、最後に、しつこいですが、データ配信方式については、私は実務家上がりですので、すごく負担がかかるのがわかります。3,800社の全上場会社において負担がかかりますので、その点、十分ご理解いただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

【神作座長】

植村メンバー、貴重なご意見ありがとうございました。

本日の「実務方針(案)」、資料3のスライドの4ページの「今後について」の二つ目の黒丸でございますが、今後、何か大きな状況の変化と申しますか、金融庁やASBJ、また、JICPAなどの関係者において、今、見直しの必要な検討が進められている最中でございますので、場合によっては、こういった動向を見ながら、もう1

回開催させていただくことはあり得ると考えております。その辺りは事務局と私にご判断させていただけますと大変幸いに存じます。

よろしゅうございますでしょうか。はい、神田メンバー、ご発言ください。

【神田メンバー】

座長のおっしゃるとおりで異存ありませんが、思い付きで恐縮ですが、やり方として一つあり得るかなと思うことを申し上げます。それは結局、こういった資料の主語が東証なのか、検討会なのかということにも関わると思います。

もちろん意見が収斂すれば、両方がイコールになり、東証もそのあとで東証としての判断をされるということだと思っておりますが、検討会の中で意見が分かれるなどの場合には、審議会では、少数意見があった場合には、そのような指摘や意見があったことを報告書の中では残しています。

それは色々な意味で将来参考にしていただけるということがあるので、もしそういうやり方が可能であれば、これは今後のプロセスなので座長にお任せしたいと思っておりますが、検討会としての文書を作り、そこにはこういう意見や指摘もあったと重要な指摘があったことを残していただいて、それに基づいて、東証は東証としてこうしますというふうに、今日の言葉で言う「実務方針（案）」みたいなものを作って、あとは東証の責任で先に進まれるというやり方があると思います。

私の理解では、今日のご提案はこの検討会として意見の相違のようなことはあまり意識せず、東証と一体になって次のステップに行くように、また時間もない、とも思ったのですが、逆に、もし検討会の中で意見が分かれて、その意見が分かれていること自体が貴重な点であるというような事項がもし今後のプロセスの中であれば、繰り返しで恐縮ですが、検討会として文章をまとめて、その中にはそのような指摘を入れておくというやり方も、そのあとのことも考えると一案かなと思っておりましたので、少し発言させていただきました。ただ、基本的にはお任せいたします。

【神作座長】

神田メンバー、貴重なご意見ありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえて、修正案について、各メンバーにご相談させていただきませんが、ご相談の結果、もしかしたら、神田メンバーからご指摘いただいたような、意見が分かれた点についてはその旨を記録に残すということも選択肢の一つとして考えさせていただき、事務局とご相談させていただきたいと存じます。大変貴重なご指摘をありがとうございました。

ほかにご指摘やご発言、ご注意いただくことはございますでしょうか。

それでは、以上を踏まえて、今後の進め方の詳細について、事務局からさらに追加のご説明をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

【内藤課長】

本日は活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後の進め方でございますが、座長とも相談しながら進めてまいりたいと思ってご

ございます。基本的には、本日皆様からいただいたご意見を踏まえて、事務局として実務の方針を修正いたしまして、メールやその他の方法でご確認いただくということを考えているところでございます。その上で、座長と相談しながら、いただいたご意見を踏まえて最終案を取りまとめるとともに、どう公表していくのか検討させていただければと思っております。

公表のタイミングにつきましては、金商法の法案審議の動向によるところもあると考えてございますので、そういった状況を踏まえつつ、可能な範囲で速やかに行いたいと考えてございます。また、規則改正につきましても、金商法の改正法案の成立後、実務の方針に従って手続きを進めていくと考えているところでございます。

なお、ASBJやJICPAなど、関係者において今回の見直しに伴う必要な検討が進められておりまして、まだ不確定な要素がございますので、その動向に応じて実務の方針の内容を一部変更した上で、手続きを進めさせていただく可能性があるという事は、お含みおきいただければと考えております。

加えまして、関係者における検討状況を踏まえて、現状の想定に大きな変更が生じる場合など、新たに検討会での検討が必要な事項が仮に出てきた場合には、再度、検討会を開催することもあり得ると考えてございますので、その際には、あらためてご助力いただければと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。

それでは、最後に、事務局を代表いたしまして、上場担当の青取締役常務執行役員からご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【青取締役常務執行役員】

東証の青でございます。一言お礼を申し上げます。

本日は大変ご多忙のところ、また遅い時間にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、6月から、四半期開示の見直しに関しまして、色々と不確定要素がある中で、幅広い論点について、精力的かつ前向きにご検討、ご議論いただきましたことを大変感謝しております。

金商法改正の国会の審議はこれからという部分もございますし、会計基準やレビュー、第2四半期の扱いにも不確定要素があるというのが実情でございますが、その一方で、来年4月のスタートを目指していくと考えますと、私どもの実務の方針につきましても、そうした不確定な部分がある中で、そこを包含しつつも、上場会社の方々や投資家の方々、あるいは情報ベンダー等、そうした様々な関係者の方々に、極力速やかに何らかのものをお示しして、実務がうまく回っていくようにということを十分に意識しながら進めていくことが大変重要なポイントではないかと考えてございます。少し不十分な点もあるかもしれませんが、できる限り速やかに示せるところは示すということをしっかりと考えていければと思っております。

取りまとめの方向感につきましては、先ほど座長あるいは神田先生のご示唆等もご

ございましたが、実務の方針につきまして、本日頂戴しましたご発言を十分精査させていただきながら、かつ全体のバランスを取って、どのようにすると各方々のご発言の趣旨を踏まえながらできる限りスピーディーに動いていけるのかしっかり考えて、再度、事務局で十分に議論をさせていただき、現実的にお示しできるものをお示していくという方向で対応していきたいと考える次第でございます。

また、その後ということになります。規則改正の手続き等も可及的速やかに思っているところでございます。

今般の四半期開示の見直しにつきましては、法定の四半期報告書と四半期決算短信を一本化することで開示の効率化を図って、企業負担を軽減しつつも、投資家にとって必要な情報がしっかりと開示されるといった市場環境を整備していくという、金融審議会のDWGの報告の趣旨に沿いまして、ここまで対応に努めてきたというところでございます。私ども東証といたしましては、新制度移行に向けまして、引き続き、円滑な実務の実現と、先ほどの趣旨が達成できるように、継続的な取組みに努めてまいりたいと考える次第でございます。

本検討会のメンバーの方々、オブザーバーの方々をはじめとして関係者の皆様には、適宜連携させていただいたり、ご協力を頂戴したりしながら、新制度への移行に向かって、スムーズに、現実的にうまく移行できるようにしっかり進めてまいりたいと考えてございますので、今後ともご協力のほどをぜひお願いできればと考える次第でございます。

ここまで、どうもありがとうございました。

【神作座長】

どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、第3回「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を終了させていただきます。

本日も大変お忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございました。

以 上